

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年7月15日
【四半期会計期間】	第44期 第3四半期 (自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日)
【会社名】	株式会社シベール
【英訳名】	CYBELE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐 島 清 人
【本店の所在の場所】	山形県山形市蔵王松ヶ丘二丁目1番3号
【電話番号】	023(689)1131
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小 山 正 隆
【最寄りの連絡場所】	山形県山形市蔵王松ヶ丘二丁目1番3号
【電話番号】	023(689)1131
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小 山 正 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第 3 四半期累計期間	第44期 第 3 四半期累計期間	第43期
会計期間	自 平成24年 9 月 1 日 至 平成25年 5 月31日	自 平成25年 9 月 1 日 至 平成26年 5 月31日	自 平成24年 9 月 1 日 至 平成25年 8 月31日
売上高 (千円)	2,646,363	2,612,330	3,569,612
経常損失() (千円)	41,824	37,757	28,309
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失() (千円)	8,402	29,247	14,366
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	488,355	488,355	488,355
発行済株式総数 (株)	18,068	1,806,800	18,068
純資産額 (千円)	1,903,776	1,839,545	1,906,392
総資産額 (千円)	4,266,909	3,871,382	4,007,172
1 株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額() (円)	5.01	20.36	8.89
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1 株当たり配当額 (円)	—	—	3,000
自己資本比率 (%)	44.6	47.5	47.6

回次	第43期 第 3 四半期会計期間	第44期 第 3 四半期会計期間
会計期間	自 平成25年 3 月 1 日 至 平成25年 5 月31日	自 平成26年 3 月 1 日 至 平成26年 5 月31日
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	35.55	3.62

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がありませんので記載しておりません。
- 4 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 平成26年 3 月 1 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行なっております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額を算定しております。なお、第43期の 1 株当たり配当額については当該株式分割前の株式数を基準にしております。当該株式分割を考慮した場合、1 株当たり配当額は30円となります。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期累計期間において、事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府の月例経済報告では「緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、弱い動きもみられる」とされ、基調判断は据え置きが続いております。

当社の業績が依存しております個人消費動向につきましては、予想された通り、消費税増税による駆け込みの反動減から悪化しておりますが、想定範囲内とも言われております。

このような経営環境の下、当社におきましては、引き続き「菓子店は街のオアシス」をテーマに地域社会になくってはならない存在を目指し、諸施策を実施して参りました。

しかしながら、主力商品ラスクが振るわず、全社売上高は、前年同期に比べ1.3%減の2,612百万円となりました。営業損益につきましては、売上高の減少から、前年同期より29百万円悪化し33百万円の営業損失となりました。経常損益では、前年同期に営業外費用に計上した自己株式取得に伴う諸費用35百万円が無くなったことから若干改善し、37百万円の経常損失(前年同期は41百万円)となりました。四半期純損益では、過年度法人税等戻入額等が無くなったことから悪化し、29百万円の四半期純損失(前年同期は四半期純利益8百万円)となりました。

セグメントの業績の概況につきましては、以下の通りです。

(M I S 事業)

山形及び仙台の店舗において、洋生菓子その他の焼菓子等、ラスク、パンの販売及びレストラン等を運営する事業であり、前期に出店した寒河江店の効果等による増収が続いておりましたが、増収率がやや低下し、売上高は前年同期に比べ3.2%増加の1,920百万円となりましたが、セグメント利益(営業利益)は経費や原価の増加から前年同期比13.9%減の132百万円となりました。

(P I S 事業)

通信販売を中心とする P I S 事業におきましては、カタログの送付回数を減らしたこと等から、主力のラスクが振わず、売上高は、前期に比べ11.9%減少の692百万円、セグメント利益(営業利益)は94百万円(前年同期比16.2%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

総資産は3,871百万円となり、前事業年度末に比べ135百万円の減少となりました。主に減価償却費の計上により有形固定資産及び無形固定資産が、それぞれ104百万円、20百万円減少したことによるものであります。

(負債)

負債合計は2,031百万円となり、前事業年度末に比べ68百万円の減少となりました。主に長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）64百万円の増加に対し、短期借入金の減少100百万円及び買掛金の減少25百万円が上回ったことによるものであります。

(純資産)

純資産は1,839百万円となり、前事業年度末に比べ66百万円の減少となりました。これは、四半期純損失の計上29百万円、剰余金の配当43百万円の実施、その他有価証券評価差額金の増加5百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発費の総額は、8,145千円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動について重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年7月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,806,800	1,806,800	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	単元株式数は100 株であります。
計	1,806,800	1,806,800	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年3月1日	1,788,732	1,806,800	—	488,355	—	554,141

(注) 発行済株式総数の増加は、普通株式1株につき100株の株式分割を行なったことによるものであります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年 5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,700	—	(注) 1
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,368	14,368	(注) 1
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	18,068	—	—
総株主の議決権	—	14,368	—

- (注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。また、当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。
- 2 当社は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割及び単元株制度を採用しております。上記株式数は、株式分割前の株式数で記載しております。

【自己株式等】

平成26年 5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社シベール	山形県山形市蔵王松ヶ丘 二丁目1-3	3,700	—	3,700	20.48
計	—	3,700	—	3,700	20.48

- (注) 当社は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記株式数は、株式分割前の株式数で記載しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成26年3月1日から平成26年5月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年9月1日から平成26年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年 8 月31日)	当第 3 四半期会計期間 (平成26年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	224,794	233,438
売掛金	84,118	65,414
たな卸資産	104,212	105,002
その他	65,204	67,572
貸倒引当金	1,640	1,287
流動資産合計	476,689	470,139
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,771,073	1,698,956
機械及び装置（純額）	144,057	132,050
土地	1,097,820	1,097,820
その他（純額）	168,670	148,216
有形固定資産合計	3,181,622	3,077,043
無形固定資産	54,200	34,099
投資その他の資産		
投資有価証券	58,019	64,428
その他	237,745	226,725
貸倒引当金	1,105	1,055
投資その他の資産合計	294,659	290,098
固定資産合計	3,530,482	3,401,242
資産合計	4,007,172	3,871,382
負債の部		
流動負債		
買掛金	115,627	90,420
短期借入金	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	424,868	356,768
未払金	124,429	119,740
未払法人税等	1,938	3,667
賞与引当金	17,500	35,000
ポイント引当金	18,188	18,745
その他	71,613	47,720
流動負債合計	874,166	672,062
固定負債		
長期借入金	1,189,332	1,322,056
資産除去債務	31,686	32,122
その他	5,595	5,595
固定負債合計	1,226,613	1,359,773
負債合計	2,100,779	2,031,836

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年 8 月31日)	当第 3 四半期会計期間 (平成26年 5 月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	488,355	488,355
資本剰余金	554,141	554,141
利益剰余金	1,713,175	1,640,824
自己株式	851,000	851,000
株主資本合計	1,904,672	1,832,321
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,720	7,224
評価・換算差額等合計	1,720	7,224
純資産合計	1,906,392	1,839,545
負債純資産合計	4,007,172	3,871,382

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年9月1日 至 平成25年5月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年9月1日 至 平成26年5月31日)
売上高	2,646,363	2,612,330
売上原価	1,409,648	1,425,685
売上総利益	1,236,714	1,186,644
販売費及び一般管理費	1,240,967	1,220,495
営業損失()	4,253	33,851
営業外収益		
受取利息	25	15
受取配当金	630	400
受取賃貸料	7,492	7,509
貸倒引当金戻入額	-	50
雑収入	3,917	3,036
営業外収益合計	12,067	11,012
営業外費用		
支払利息	12,891	13,777
自己株式取得費用	35,617	-
貸倒引当金繰入額	665	-
雑損失	464	1,141
営業外費用合計	49,638	14,918
経常損失()	41,824	37,757
特別利益		
保険解約返戻金	5,035	1
投資有価証券売却益	16,330	-
固定資産売却益	-	69
特別利益合計	21,366	70
特別損失		
固定資産除却損	0	844
固定資産売却損	40	-
投資有価証券売却損	489	-
特別損失合計	529	844
税引前四半期純損失()	20,987	38,531
法人税、住民税及び事業税	2,224	1,321
過年度法人税等戻入額	21,093	-
法人税等調整額	10,521	10,605
法人税等合計	29,390	9,284
四半期純利益又は四半期純損失()	8,402	29,247

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年9月1日 至 平成25年5月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年9月1日 至 平成26年5月31日)
減価償却費	164,785千円	155,003千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成24年9月1日 至 平成25年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月23日 定時株主総会	普通株式	54,204	3,000	平成24年8月31日	平成24年11月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年12月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行なうことを決議し、自己株式851,000千円を取得したため、当第3四半期会計期間末の自己株式は851,000千円となっております。

当第3四半期累計期間(自 平成25年9月1日 至 平成26年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月23日 定時株主総会	普通株式	43,104	3,000	平成25年8月31日	平成25年11月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社が無いため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成24年9月1日 至 平成25年5月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整 (注) 1	四半期損益計算 書計上額 (注) 2
	P I S 事業	M I S 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	785,372	1,860,990	2,646,363	—	2,646,363
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	785,372	1,860,990	2,646,363	—	2,646,363
セグメント利益又は損失()	112,514	153,400	265,915	270,168	4,253

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 270,168千円は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第3四半期累計期間(自 平成25年9月1日 至 平成26年5月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整 (注) 1	四半期損益計算 書計上額 (注) 2
	P I S 事業	M I S 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	692,014	1,920,316	2,612,330	—	2,612,330
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	692,014	1,920,316	2,612,330	—	2,612,330
セグメント利益又は損失()	94,320	132,033	226,354	260,205	33,851

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 260,205千円は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 3 四半期累計期間 (自 平成24年 9 月 1 日 至 平成25年 5 月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成25年 9 月 1 日 至 平成26年 5 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額 ()	5円 01 銭	20円 36 銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	8,402	29,247
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	8,402	29,247
普通株式の期中平均株式数(株)	1,676,700	1,436,800

- (注) 1 当社は、平成26年 3 月 1 日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割をおこなっております。そのため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額を算定しております。
- 2 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 7 月15日

株式会社シベール
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 雅 章 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有 倉 大 輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シベールの平成25年9月1日から平成26年8月31日までの第44期事業年度の第3四半期会計期間(平成26年3月1日から平成26年5月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年9月1日から平成26年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シベールの平成26年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。